有価証券届出書(参照方式)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成28年2月29日

【会社名】 株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス

【英訳名】 VITAL KSK HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村 井 泰 介

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区弦巻一丁目 1番12号

(上記は登記上の本店所在地で実際の業務は下記最寄りの連絡場所

で行っております。)

【電話番号】 (03)3275 - 3301(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 高橋喜春

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町一丁目 9 番12号

【電話番号】 (03)3275 - 3301(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 高橋喜春

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 391,646,548円

(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年2月19日(金) 現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

有価証券届出書(参照方式)

## 第一部 【証券情報】

## 第1【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	442,100株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成28年2月29日(月)開催の取締役会決議によります。
  - 2 上記発行数は、平成28年2月29日(月)開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分 に係る募集株式数であります。したがって、本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣 府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。
  - 3 本募集とは別に、平成28年2月29日(月)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式2,947,600株の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)を予定しておりますが、その需要状況等を勘案し、442,100株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である鈴木賢(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、SMBC日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分(以下「本第三者割当による自己株式の処分」という。)であります。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成28年3月23日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる 売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた 当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年3月8日(火)から平成28年3月11日(金)までの間のいずれかの日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社は本第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

有価証券届出書(参照方式)

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	442,100株	391,646,548	
一般募集			
計(総発行株式)	442,100株	391,646,548	

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連してSMBC日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		ī	SMBC日興証券株式会社	
割当株数			442,100株	
払込金額			391,646,548円	
	所在地		東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の後	<b>D</b> 職氏名	取締役社長 久保 哲也	
割当予定先の 内容 資本の額			100億円	
	事業の内容		金融商品取引業等	
大株主			株式会社三井住友銀行 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予 定先の株式の数 (平成28年1月31日現在)		
		割当予定先が保有している 当社の株式の数 (平成28年1月31日現在)	10,000株	
	取引関係		引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社	
	人的関係			
当該株券の保有に関する事項		事項		

- 2 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 3 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 5 発行価額の総額及び払込金額は、平成28年2月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	(注) 2	100株	平成28年3月25日(金)	該当事項は ありません	平成28年3月28日(月)

- (注) 1 発行価格については、平成28年3月8日(火)から平成28年3月11日(金)までのいずれかの日に引受人の買取引受けによる売出しにおいて決定される引受価額と同一の金額とします。
  - 2 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
  - 3 全株式をSMBC日興証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
  - 4 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。
  - 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払込むものとします。

#### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地	
株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス 本社事務所	東京都中央区日本橋室町一丁目 9 番12号	

#### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

# 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
391,646,548	466,000	391,180,548

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る 諸費用の概算額であります。
  - 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 3 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。
  - 4 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成28年2月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限391,180,548円(本第三者割当による自己株式の処分における申込みがすべて行われた場合の見込額)については、全額を当社子会社である株式会社バイタルネットへの融資資金に充当する予定であります。融資先の資金使途については、全額を平成29年3月までに返済期限を迎える金融機関からの設備投資に係る借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

# 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

# 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

# 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

## 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第6期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月29日関東財務局長に提出

### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第7期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月12日関東財務局長に提出

## 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第7期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月12日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第7期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年2月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月1日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年2月29日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については 罫で示しております。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成28年2月29日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 事業等のリスク

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書提出日(平成28年2月29日)</u>現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 医療保険制度改革及び薬価基準改定に関するリスク

政府は、後期高齢者医療保険制度の改革、医師不足の解消、新型インフルエンザ等への対応及び癌・肝炎対策の拡充、地域包括ケアシステムの構築等、医療崩壊を食い止めるべく新たな医療保険制度体系の実現に取り組んでいます。また、当社グループの主要な取扱商品である医療用医薬品は薬価基準に収載されております。薬価基準は保健医療で使用できる医薬品の範囲と使用した医薬品の請求価格を厚生労働省が定めたもので、薬価基準は販売価格の上限として機能しております。この薬価基準は実勢価格を反映させるために概ね2年に一度4月に改定され、大半の品目の薬価基準が引き下げられます。このように薬価基準改定を含めた医療保険制度が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (2) 医薬品メーカーの価格政策に関するリスク

当社グループの主力事業である医薬品卸売事業の売上総利益の主な構成は、販売価格と仕入価格の差である売買差益と、一定期間の仕入金額や販売金額に応じて医薬品メーカーから支払われる割戻金及び販売報奨金からなります。

平成22年4月に行なわれた薬価改定から「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」という制度が試行的に導入され、今回の薬価改定でも継続されております。一部の医薬品メーカーは、新薬価制度に対応して、仕切価格の水準や割戻金・販売報奨金の支払基準を変更しました。そのこと自体や当社グループの支払基準の達成度合によっては売上総利益、引いては当社グループの業績に影響を与えることがあります。

#### (3) 納入価格に関するリスク

当社グループは販売において常に適正価格での納入を維持する努力をしておりますが、日本の医療用医薬品流通の97%が医薬品卸を経由しており(1)、競合他社の地域戦略などを要因とした過度の価格競争が発生する可能性があります。過度の価格競争が発生した場合には市場価格が低下し、当社においても価格対応せざるを得ない場合があります。また、価格対応できない場合には販売品目が減少する場合があります。このように過度の販売競争が発生した場合、当社グループの業績に影響を与えることがあります。

## (4) 貸倒引当金によるリスク

お得意様の財務状態の悪化等により回収可能性が見込まれない場合は、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金に計上しております。 このように、債権の回収不能見込が発生した場合には当社グループの業績に影響を与えることがあります。

## (5) 投資有価証券所有によるリスク

当社グループは取引関係維持等のために取引メーカーの株式等を所有しております。時価のある株式については、個別銘柄毎に当連結会計年度末の市場価格と取得原価とを比較し、下落率が50%以上の銘柄については全て減損処理を行い、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%未満の範囲で推移した銘柄、または、下落率が30%以上50%未満で株式の発行会社が債務超過の状態である銘柄については、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行なっております。このように、保有する投資有価証券の時価が下落した場合には、当社グループの業績に影響を与えることがあります。

## (6) 減損会計によるリスク

固定資産の減損会計は、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とすることとされています。このため、当社グループが減損会計適用の検討対象となり、市場環境の悪化等の要因により当社の事業所において営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスになった場合や、保有する固定資産の市場価格が著しく下落した場合など、固定資産の減損会計の適用により特別損失の計上が必要となり、当社グループの業績に影響を与えることがあります。

## (<u>7</u>) 情報漏洩に関するリスク

当社グループでは、個人情報の保護についての基本方針、情報セキュリティーポリシー及び関連諸規程を制定するとともに、従業員教育を徹底し、保有する顧客情報は厳正な保護・管理に努めております。しかしながら、予期せぬ事態により情報の流出が発生した場合には、社会的信用の失墜や損害賠償責任、取引停止処分が発生し、<u>当社</u>グループの業績に影響を与えることがあります。

### (8) システムトラブルによるリスク

当社グループは、事業活動を行うにおいてコンピュータシステム及びネットワークに大きく依拠しております。 事故や災害またはコンピュータウイルス等で大規模なシステムトラブルが発生した場合には、当社の業績に影響を 与えることがあります。

#### (9) 自然災害、事故によるリスク

当社グループは、これまでの自然災害を体験した経験をもとに十分な災害対策を施してはおりますが、大規模な 自然災害や事故が発生した場合には、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を与えることがありま す。

## (10) 法的規制によるリスク

当社グループは、医療用医薬品の卸売業を主な事業としております。したがって、事業活動を行うにあたり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)」及び関連法規等の規制により、免許・許可の登録及び指定や、開発、製造、輸入に関し様々な承認許可が必要となります。監督官庁の許認可の状況により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 1 出所:日本卸売業連合会『医薬卸連ガイド2014~2015』より

なお、上記の記載事項は、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社グループの事業等に関するリスクを全て網羅するものではないことにご留意ください。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス 本社事務所 (東京都中央区日本橋室町一丁目9番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。